

沖縄県附属機関設置条例

昭和 47 年 5 月 15 日  
条例第 50 号

改正

昭和 47 年 9 月 5 日条例第 95 号

昭和 48 年 1 月 5 日条例第 1 号

昭和 48 年 7 月 23 日条例第 50 号

昭和 48 年 12 月 24 日条例第 77 号

昭和 49 年 3 月 29 日条例第 7 号

昭和 50 年 1 月 10 日条例第 1 号

昭和 50 年 4 月 7 日条例第 28 号

昭和 51 年 3 月 30 日条例第 13 号

昭和 53 年 3 月 29 日条例第 2 号

昭和 54 年 3 月 29 日条例第 3 号

昭和 57 年 10 月 14 日条例第 26 号

平成元年 3 月 31 日条例第 7 号

平成 3 年 10 月 19 日条例第 27 号

平成 10 年 3 月 31 日条例第 4 号

平成 11 年 12 月 27 日条例第 33 号

平成 13 年 3 月 30 日条例第 7 号

平成 14 年 7 月 10 日条例第 34 号

平成 16 年 3 月 25 日条例第 13 号

平成 17 年 10 月 26 日条例第 49 号

平成 18 年 12 月 27 日条例第 66 号

平成 19 年 7 月 20 日条例第 35 号

平成 19 年 7 月 20 日条例第 40 号

平成 20 年 8 月 30 日条例第 32 号

平成 23 年 3 月 31 日条例第 16 号

平成 24 年 8 月 3 日条例第 53 号

沖縄県附属機関設置条例をここに公布する。

沖縄県附属機関設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。

(委任)

第 2 条 前条の附属機関の組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 9 月 5 日条例第 95 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 1 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 7 月 23 日条例第 50 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中沖縄県土地開発審査会の項は、沖縄県国土保全条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 12 月 24 日条例第 77 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から適用する。（後略）

附 則（昭和 49 年 3 月 29 日条例第 7 号）

1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

2 沖縄県立自然公園条例（昭和 48 年沖縄県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

自然公園は、知事が関係市町村及び沖縄県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。

附 則（昭和 50 年 1 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 7 日条例第 28 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、（中略）公布の日から（中略）施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 13 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 10 月 14 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 10 月 19 日条例第 27 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 27 日条例第 33 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 7 月 10 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 25 日条例第 13 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 26 日条例第 49 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 27 日条例第 66 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略) 第 2 条中沖縄県附属機関設置条例別表の改正規定(「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める部分を除く。)(中略) 公布の日

(2) 略

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正法附則第 3 条第 1 項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、第 2 条の規定(沖縄県附属機関設置条例別表の改正規定中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める部分に限る。以下この項において同じ。)による改正後の同条例別表の規定、第 7 条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第 1 条、第 8 条、第 9 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 8 条の規定による改正後の知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例第 1 条の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の沖縄県附属機関設置条例別表の規定、第 7 条の規定による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第 1 条、第 8 条、第 9 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 8 条の規定による改正前の知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成 19 年 7 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 7 月 20 日条例第 40 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 8 月 30 日条例第 32 号)

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日条例第 16 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 8 月 3 日条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 1 条関係)

附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事務
知事	沖縄県特別職議員報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の審議に関すること。
	沖縄県公務災害補償等認定委員会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 47 年沖縄県条例第 10 号) 第 3 条第 2 項の規定による実施機関が行う公務災害等の認定について意見を述べること。
	沖縄県公務災害補償等審査会	沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 17 条第 1 項の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと。
	沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例 (昭和 47 年沖縄県条例第 11 号) 第 19 条第 1 項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第 2 項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に関すること。
	沖縄県振興審議会	県の振興に関する重要事項について調査審議すること。
	沖縄県医療扶助審議会	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による要保護者の入院医療の要否及び退院の適否並びに医療の給付についての答申に関すること。
	沖縄県公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
	沖縄県農政審議会	県農政の基本方針及び施策の策定、農業振興地域制度、糖業の振興、果樹農業振興計画、農業協同組合の組織再編整備強化その他農政推進に関する重要事項について調査審議すること。
	沖縄県市町村合併促進審議会	市町村合併促進及び合併市町村の建設促進に関し、その調査審議並びに知事に対する意見の答申に関すること。
	沖縄県工芸産業振興審議会	工芸産業振興開発に関する重要事項を調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は必要に応じて意見を具申すること。
	沖縄県観光審議会	観光開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
	沖縄県自治紛争処理委員	地方自治法第 251 条第 1 項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停及び同法の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関すること。
	沖縄県土地開発審査会	沖縄県県土保全条例 (昭和 48 年沖縄県条例第 53 号) 第 4 条第 5 項の規定に基づく同意又は不同意、第 6 条第 4 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づく許可又は不許可の処分及び第 17 条第 3 項の規定に基づく不服申立てに関する事項について審査し、又は知事に意見を述べること。
沖縄県公害審査	公害紛争処理法 (昭和 45 年法律第 108 号) 第 14 条の規定	

	会	に基づき、公害に係る紛争についてのおつせん、調停及び仲裁並びに同法によりその権限に属させられた事項を行うこと。
	沖縄県公共工事入札契約適正化委員会	県が発注する建設工事及びこれに関連する業務に係る入札及び契約の適正化に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
	沖縄県公共事業評価監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
	沖縄県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項を調査し、及び必要に応じて知事に対し意見を具申すること。
	沖縄県軍用地転用対策審議会	県内における軍用地転用及び軍用地跡地の有効利用に関する重要な事項を調査審議すること。
教育委員会	沖縄県心身障害児適正就学指導委員会	心身に障害のある児童及び生徒の就学についての適正な診断、判定及び就学指導について、教育委員会に対し意見を答申すること。
	沖縄県歴代宝案編集委員会	歴代宝案の編集に関する重要事項について調査審議し、及び教育委員会に対し意見を答申すること。

一部改正〔昭和47年条例95号・48年1号・50号・77号・49年7号・50年1号・28号・51年13号・53年2号・54年3号・57年26号・平成元年7号・3年27号・10年4号・11年33号・13年7号・14年34号・16年13号・17年49号・18年66号・19年35号・40号・20年32号・23年16号・24年53号〕